

○山田太郎君 食料安定供給特別会計の余剰金について少し今日はお話しさせていただきたいと思います。

食料特会の方は、毎年の決算で二千億円前後の余剰金が出ています。にもかかわらず、米債権の免除に一般会計から今回四百三十三億円を繰り入れて対処したということです。

衆議院の方の私どもの同僚議員の方の質問に対して、江藤副大臣の方は、この特会は遊びの部分がどうしても必要なんですという答弁をされました。本当に二千億円の遊びがないと農業政策というものはやっていけないのかどうか、うまく回らないのかということは疑問だと思っています。

小泉内閣の塩じいこと塩川元財務大臣は、母屋、すなわち一般会計でおかゆをすすっているのに、離れ、特別会計ですき焼きを食べているという名言を残されました、皆さん御存じだと思いますけれども。ちょっとそういう観点から見たいんですけれども、ちょっと資料の方を配りましたんで見ていただけますでしょうか。

お手元資料の一ページなんですけれども、食料特会の余剰金二千億円のうち、一千億円以上が農業経営安定勘定のものでございます。平成二十一年度からこの勘定の余剰金が積み上がっていているのを見ていただくと分かるかと思えます。

二ページの方を見てください。この農業経営安定勘定の余剰金のうち、七百亿以上が収入減少影響緩和対策、つまりナラシ対策と言われる交付金の余剰金でございます。

この予算に対する執行額が非常に少ないというのは、これ資料を見ていただくと分かると思うんですけれども、平成二十年決算から二十四年決算見込額まで平均すると歳入予算に対する執行率は何%なのか、また二十三年度決算と二十四年度決算見込みの執行率は何%なのか、数字のみ簡潔にお答えいただければと思っています。

○大臣政務官（稲津久君） お答えさせていただきます。

ナラシ交付金の執行についてですけれども、これはその年の価格動向によりまして大きく変動するものでございますけれども、平成二十年度から二十四年

度までの五年間の平均執行率は一四％となっているところでございます。

それから、もう一点の二十三年、二十四年の状況についてですけれども、平成二十三年度及び二十四年度の執行率、対象となる二十二年度産それから二十三年度産の米、麦、大豆等の収入がこれは比較的安定をしているために、平成二十三年度が七％、それから二十四年度が一％と、このようになっているところでございます。

本交付金については、担い手の経営安定法に基づく支払に支障が生じないようにするために、毎年度、農業者拠出金の約三倍額を特別会計から支出できるように予算措置を講じているところでございます。

○山田太郎君 このナラシ対策、大変執行率が低いんですね。このナラシ対策は、元々全額一般会計から繰り入れた予算で行われています。予算、二ページのこの資料の下の段ですが、これ実は農林水産省が作っていただいた資料で、今の説明に当たるかと思えます。多分、一般会計だと余剰金が出たら不用額として返済しなければならないけれども、特会ならその必要がない、だから、財源は一般会計だけどわざわざ特会で要は対策をやるんじゃないかと、こんなふうに見られても不思議はないと思っています。

そんな中で、平成二十四年に五億円の執行実績しかないのに、二十五年の歳入予算は、二十四年度より七億円増やして七百二十二億円要求されているんですね。これは一体どういう理由なのか、農水大臣、お答えください。

○大臣政務官（稲津久君） お答えさせていただきます。

この農業者拠出金が積み増されまして、前年度の二百四十から二百四十一億円に増加と。これに伴って、特別会計の予算措置額も前年度の七百十九億円から七百二十二億円に増加をしたと、こういう状況になっております。

○山田太郎君 もう一つ、このナラシ対策というのは、実は農業者の方も積立金を積んでおまして、この積立ての三倍の予算が必要だから、これ執行率が、先ほど副大臣でしたね、一％とおっしゃられましたが、〇・七％なんですけれども、歳入予算は増やす必要があるんだということです。

では、農業者の積立金の三倍のお金をプールしておく根拠は何なのかということも、農林水産大臣、お答えください。

○国務大臣（林芳正君） この間の、ちょっと引いていただいた江藤副大臣の衆議院の答弁、これ一言で言うとそういうことなんですが、ナラシですから、今おっしゃっていただいたように、農業者と国が一对三で負担をしておいて、そしてそういうことがあった場合は補填すると、こういうことですので、積んでおいて、もし大きな価格変動等が生じた場合はこれを確実に支払えるということにする必要があるためにこの一对三で積んでいるというところから三倍の予算額を確保していると、こういうことだと思います。

○山田太郎君 ただ、今のお答えだと、全員が最大の保険金を受け取るだけのお金をわざわざ積んでおくというのは、ちょっと例えば損保の例を考えて引いてみますと、あり得ないというか、非常に積み過ぎなんではないかなと、こんなふうにも思っているわけですね。特に、財務省はどうしてこういう貴重な一般会計から毎年こういう予算を付けてきたのかと、まさにこれだと離れすぎ焼きをとということになりかねないと思いますけれども、ちょっと財務省の御見解もいただきたいと思います。

○副大臣（山口俊一君） お答えをさせていただきます。

ただいま農水省の方からも答弁がありましたけれども、このナラシ交付金、やはり過去にも大きな価格変動等もありましたし、そういった場合でも農業者に対して法律に基づく交付金を確実にお支払をできるようにということで、毎年必要な財源を確保することとしておまして、農業者と国の負担割合に基づいて予算額を措置をしておるというふうなことであります。

○山田太郎君 もうちょっとその件もお伺いしていきたいんですが、結局、特別会計で余剰金をプールするという形になっているんですけども、これは農水省の方にお伺いすると、何か、いざというときにもし必要であると、その予算を措置するのに時間が掛かると。私が前回農水省の方にお伺いしましたら、二か月以上掛かるケースもあるんじゃないかと、こんなことをおっしゃっていました。

そこで、これ財務省にお伺いしたいと思いますが、機動的な予算執行を担保する仕組みとして多分予備費というのがあると思っています。この予備費からの出費を機動的にそういう場合には行えないのかどうか、行えるのであれば、

そんなに時間が掛かるものなのか、農水省から要請を出してどれぐらいで予算執行ができるのか、教えていただきたいと思います。

○副大臣（山口俊一君） 今、予備費というお話がありましたが、これはもう御案内だと思いますけれども、これ憲法八十七条で、予見し難い予算の不足に充てるため云々というふうなことで、緊急に対応できるようにこれ計上しておるものでありまして、ただ、お話しのように、これ毎年若干執行があるというふうなことで、やはりこれ予備費というのはいかがなものかなというふうな感じがいたします。

同時に、予備費の使用に当たりましては、一般論としてその案件とか件数等によって使用決定までの時間のそれぞれ違いはありますけれども、迅速に決定ができるものというふうに私どもは認識をしております。

○山田太郎君 資料四ページの方を見ていただきたいんですけども、これらナラシの余剰金を含めて、会計検査院からは農業安定勘定の余剰金は多過ぎるという指摘もされています。それから、先ほどの塩じいさんの話じゃないですけども、特別会計に関する法律も改定されまして、特別会計の余剰金は一般会計に戻すようにという規定も整備されてきたことは御存じだと思います。

そういった意味で、ナラシ対策でこれだけ執行率が低い状況なんで、速やかにある程度一般会計に返還して、全体の予算を、こういう時期ですから、有効に活用するというお考えはないのかどうか、まず農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（林芳正君） 実は、その剰余金を一般則として一般会計に戻すというのは、私が党におったときに特別会計の見直しで作らせていただいたんで、基本的には委員がおっしゃることはよく分かるんです。

今、ここでナラシのためにここに必要だと。その剰余金が毎年返ってきますから、最初にこれをたくさん積んでいつもたくさん返しているというところをどうとらえるかということで、検査院からも、そういうところがありますので、やはり何かあったときのために交付を遅滞なく確実に実施できると。それから、予備費というのはなかなか予見し難いということですから、ある程度予見されているという意味ではなかなか難しいということで、今後この制度を見直して

いく際によく財務省と相談したいと思いますが。

一つの考え方として、この農業経営安定勘定、今お示ししていただいた積立金ですね、剰余金じゃなくて、積立金として積んでおけば、ある一定のこれはストックですから、フローで剰余金でやる必要はなくなるということになります。あんまり積立金たくさん積んでいると、またすき焼き食っていると、こういうふうに言われることもあるわけですが、しかし、フローで毎年やるよりは、ベース、ストックで、積立金で管理をするということであれば政策上の目的は達せられるということでございまして、これも一つの考え方ではないかなと思っておりますし、実は今年の通常国会に出して廃案となっておりますけれども、この特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、これにはこの勘定に積立金を措置するという事は盛り込んでおったところでございます。

○山田太郎君 積立金の議論もよく分かるんですが、結局ためて使わないんじゃないことになってしまいますので、そうなるとキャップというか、上限なりをどういうふうに考えるかということだと思います。

それで、一つ御提案なんですけれども、通常、民間だとかこういうのはメインバンクと企業との関係でして、通常、企業は資産の有効活用を現金も含めてするために、お金を積むというのをあんまりしません。株主に大体そういうのを否定されちゃいますから。そのために財務省もいるわけで、財務省と農水省が仲よくというか、うまく連携を取りながら、そこらじゅうにたまってしまう国の大事な使われないお金を、ためてしまうということではなくて、必要なものに使っていくと。これは双方にとって非常にいいことだと思っておりますので、何かその辺を考えていただいて、いわゆるよく埋蔵金議論になってしまうような、こういう話を避けていけないだろうかとこのことを御提案して終わりにしたいと思いますが、最後、その辺のちょっと御見解、特に財務省はこれから審査をするのに大事なことだと思いますので、お願いします。

○副大臣（山口俊一君） 先ほど農水大臣の方から御答弁があったわけですが、いずれにしても、このナラシ交付金、そういった大きな価格変動を生じた場合でもしっかりと確実に対応ができるようにというふうなことで予算額を計上していくと、これはもう大事なことだと思っておりますが、御指摘のような点もこれありということでもありますので、いずれにしても、今後の経営所

得安定対策の見直し、これはもう先生御案内のとおりで、ああいった時期にああいうふうな形で予算を組みましたので、いわゆる戸別所得制度については今後、二十六年度に向けてしっかり検討していきたいということでもありますので、農水省とよく相談をしてみたいと思っております。

○山田太郎君 時間になりましたので終わりにしますが、先ほどの米債権の件もそうですし、この余剰金の件もそうなんですが、財務省、農水省ですね、それぞれの省益というよりも、うまく政府全体となって国民のお金を大切に使用していただく、又はあのような十四年もほったらかさないということで今後お願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。